

令和7年度 沖縄地方労働審議会  
第2回 沖縄県縫製業最低工賃専門部会 議事録

- 1 開催日時 令和7年12月4日(木) 15:00~15:57
- 2 場 所 那覇第2地方合同庁舎1号館 共用中会議室(2階)
- 3 出席者  
公益代表委員 3名(上江洲純子、高田清恵、西村オリエ 敬称略)  
家内労働者代表委員 3名(石川修治、平良哲康、田中俊治 敬称略)  
委託者代表委員 3名(大城直也、小浜徹、田端一雄 敬称略)  
事務局 4名(岡崎労働基準部長、崎原賃金室長、喜友名賃金室長補佐、伊計係員)
- 4 議題
  - (1) 家内労働実態調査結果報告について
  - (2) 関係者からの意見聴取等について
  - (3) 実地視察について
  - (4) 沖縄地方労働審議会運営規程第10条の適用に係る報告
  - (5) その他
- 5 配付資料
  - (1) 沖縄地方労働審議会沖縄県縫製業最低工賃専門部会委員名簿
  - (2) 家内労働実態調査について(結果報告)
  - (3) 家内労働者実態調査アンケートについて(結果報告)
  - (4) 沖縄県縫製業最低工賃専門部会審議日程
  - (5) 令和7年度事業場実地視察計画表(案)
  - (6) 沖縄県縫製業最低工賃の議決に係る沖縄地方労働審議会運営規程第10条第2項の適用について(報告等)
  - (7) 沖縄県縫製業最低工賃の議決に係る沖縄地方労働審議会運営規程第10条第2項の適用について(結果通知)
  - (8) 比較表(他県の類似工賃/地賃上昇率による計算額/実態調査結果)
  - (9) 沖縄県最低賃金改定の推移
  - (10) 沖縄県縫製業最低工賃改定状況
  - (11) 沖縄県縫製業最低工賃等改定案 様式等
  - (12) 関係法令等(抜粋)
  - (13) 令和7年度 答申日別最短効力発生予定日一覧表



## 第2回 沖縄県縫製業最低工賃専門部会（議事録）

### 崎原賃金室長

定刻となりましたので、これより「令和7年度沖縄地方労働審議会 第2回沖縄県縫製業最低工賃専門部会」を開催いたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず初めに、各委員の出席状況ですが、9名全員ご出席ですので、地方労働審議会令第8条第1項の定足数を満たしていることをご報告いたします。

それでは、これからの議事の進行を上江洲部会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

### 上江洲部会長

皆様こんにちは。

お久しぶりの方々と新たに加わっていただいた方々、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は第2回目の最低工賃専門部会となっておりますが、第1回から期間が空いておりますので、事務局から色々説明があると思います。

よろしくお願いいたします。

それでは、議事の前に委員についてのご報告があるということですので、まずは事務局からよろしくお願いいたします。

### 崎原賃金室長

はい、お手元の資料1ページをご覧ください。

「沖縄地方労働審議会 沖縄県縫製業最低工賃専門部会委員名簿」となっております。

地方労働審議会委員であり、本専門部会の家内労働者代表委員でありました喜納委員及び知花委員の後任としまして、推薦がございました2名、平良哲康氏、田中俊治氏が、この度、地労審の委員に就任されまして、地労審会長指名を経て、11月26日付けで当該専門部会委員に任命されております。

お二方には、机上配布をもって辞令交付とさせていただきますのでご了承いただきたいと思います。

この件については、事前に各委員の皆様にも報告しておりまして、新しい名簿を今回の資料として配布させていただきました。

以上になります。

### 上江洲部会長

はい、ありがとうございます。

新しい委員になられたお二方には、事務局から、第1回専門部会の経過を含めて事前に説

明済みとの報告を受けております。よろしくお願いいたします。

本日から専門部会へのご参加となりますので、申し訳ありませんが、お二方、一言ずつご挨拶をいただきたいと思ひます。

お願いいたします。

### 平良委員

皆さんこんにちは。

今回地労審の委員になりました、平良哲康と申します。

前任の知花から連合の退会をもって、10月29日に引継ぎということで後任として連合沖繩の事務局長を仰せつかっております。

第1回目専門部会の説明を受けておりますが、皆さんと意見を交わしながら委員の仕事全うしたいと思ひますので、今後ともよろしくお願いいたします。

### 田中委員

こんにちは。

10月のUAゼンセンの機関会議におきまして、前任の喜納から変わりました、田中俊治でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

### 上江洲部会長

はい、ありがとうございます。

それではこれから議事に入らせていただきますが、専門部会運営規程第7条第1項の規定により、本日の議事録署名人を指名させていただきますと思ひます。

家内労働者側委員は、早速で申し訳ないですが田中委員にお願いしたいと思ひます。

委託者側委員は、大城委員にお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(両委員、了解)

### 上江洲部会長

では、議事次第に入ります。議事次第1は「家内労働実態調査結果報告について」となっております。

先に事務局から報告をお願いします。

### 伊計係員

それでは、調査結果報告を行います。

前回第1回の最低工賃専門部会の承認を得て、令和7年6月9日に県内縫製業委託業者11社に「家内労働調査票1、2及び家内労働者用のアンケート」を発送し、1社を除く10社から回答がございました。

お送りしました調査票につきましては、資料4ページから7ページとなっております。

回答結果を取りまとめたものとして、家内労働調査結果を9ページから掲載しております。

家内労働者用アンケートにつきましては、合計10人から回答がありました。

こちらのアンケート結果については後ほど説明させていただきます。

まず、委託者から回答がありました家内労働調査票1、2の結果報告です。

9ページをご確認ください。

資料2-2に項目1「家内労働者に委託する製品内容」及び項目2「家内労働者数及び男女の内訳」を掲載しております。

主な製品内容として、かりゆしウェア、幼稚園ジャケット等関連製品、エプロン、三角巾、ムームー、枕、クッション類、学生服、男子ジャケット、学生スカート（プリーツ）、風呂敷、寝間着の紐、ブラウス、ファスナーポーチ、トートバック等がございました。

本調査は令和7年5月末時点での数値を対象としており、家内労働者の性別毎の人数として、女性は41人、男性が2人で、計43人と回答がございました。

次に11ページを開いていただけますでしょうか。

資料2-3として、項目3の年齢構成、項目4の経験年数をクロスしてひとつにまとめた表「年齢階級別及び経験年数階級別家内労働者」を掲載しています。

最も多い分類として、70歳以上の経験年数15年以上20年未満が8人となっております。

項目5は、「家内労働者への支払工賃額(1か月当たり)」をまとめております。

この表から、1か月当たり支払工賃額として、30,000円未満17名が一番多い分類となっております。

また、35人が70,000円未満(約81.4%)となっております。

続いて、13、14ページ目を開いていただけますでしょうか。

調査票項目6「工賃の設定状況」となっています。項目6として、資料2-4としてまとめたものです。表裏の2枚になっています。

縦太線より左側が現行の工賃表になっていて、オレンジ色で示している部分は、今回、回答があったもので家内労働者に委託している品目、工程となっております。

縦太線の右側が、今回、回答があった数字をまとめた部分で、1枚(個)当たり工賃額の最高額、最低額、平均額、1枚(個)当たり平均所要時間、時間あたりに換算した額となっております。

最低額のところで赤字になっている箇所が2箇所あり、こちらは工賃表より低い額で回答があったものですが、現行では工程がそれぞれ1枚につき170円、81円となっていて、糸くず取りのみの工程であるため45円としていることを確認しております。

裏面の品目、工程を青字で記入しているのは、工賃表に設定がない回答があったものです。また、前回調査の回答にて、工賃表に設定がない箇所も参考として下に掲載しております。次の15、16ページの資料2（詳細版）では、委託者から回答があるものをA社、B社と並べて記載しています。

品目ごとにA社B社とありますが、A社、B社がそれぞれ同一というものではございません。複数回答をA、B、Cとして記載しているものです。

次に家内労働者用アンケートの結果報告です。

17ページの資料3-1を開いていただけますでしょうか。

家内労働者用アンケートといたしましては、合計10人の家内労働者から回答がありました。

設問1の性別、年齢について、内訳は、女性10人、男性0人で、年齢は50歳から76歳となっています。

設問2は現在の沖縄県縫製業最低工賃についてです。

(1)は、「現在の沖縄県縫製業最低工賃額」について、「知っている」が2人、「知らない」が8人となっております。

(2)は、「最低工賃の品目、業務、工程の設定」について、「妥当」と思っている方が5人、「分からない」が4人、未回答1人です。

(3)は、「沖縄県縫製業最低工賃の改正の必要性」について、「今のままでよい」が1人、「改正（引き上げ）した方がよい」が7人、未回答が2人となっています。

「改正（引き上げ）した方がよい」とした理由は、「社会の物価が上昇しているため」、「時間額にしてあまりにも少ないから」、「県外より工賃額が低いから」、「同じ工程でも生地の違いで工賃の違いが大きいから」となっています。

以上から、最低工賃について知らないものの、最低工賃引上げを求める声が多いということが分かります。

設問3は、家内労働者としての経験年数となっており、経験年数の分類に差が見られます。次に21、22ページのA3の用紙を開いていただけますでしょうか。

設問4に対する、仕事内容に関する回答があったものを、資料3-2として、まとめているものです。

見方は、先ほど委託者への調査結果における家内労働調査項目6をまとめた表と同様の形となっています。

水色で色付けしている部分は、家内労働者から回答があった品目、工程となっております。今回、家内労働者からの回答が少ないため、3品目のみとなっております。

裏面の品目、工程を青字で記入している箇所は、工賃表に設定がない回答があったものとなっております。

続いて18ページに戻っていただけますでしょうか。

設問5の、「就業日数、時間等」についてです。

(1) は、1 カ月平均の家内労働日数、(2) は、仕事を行う日の1日平均作業時間の回答となっています。

(3) は、家内労働者の就業場所について、「自宅」との回答が6人、「委託者の営業所等」が4人となっています。

(4) は、「委託者から提供される材料以外に、ご自分で負担する補助材料等がありますか」、といった質問について「ある」が1人のみの回答となっています。

補助材料等は「ボビン等」でございまして、使用料の回答はありませんでした。

そして、残りの9人については特段ないという回答でした。

今回の回答から、自身で負担があるとの回答者が少なく、その使用料の回答もないことから、必要経費については考慮する必要がないものと考えます。

(5) は、「家内労働の仕事は1年前と比較して変わりましたか」といった質問に対して、「仕事量が増えた」が1人、「仕事量が減った」が2人、「変わらない」が7人となっています。

(6) は、(5) で仕事量が減ったと回答した方の理由といたしまして、「委託者からの依頼が減った」という回答がございました。

設問6は、「家内労働者の就業意識等」についてでございますが、(1) は、家内労働を選んだ理由で、7人が「自分の都合に合わせた時間に働けるから」、3人が「技能や趣味を生かした仕事をしたいから」、1人が「家事・育児・介護のために外で働けないから」、「体力的に外で働けないから」が2人となっており、これら回答の内2人が複数回答となっています。

(2) は、「家内労働以外に何か仕事をしていますか」といった質問に対して、「していない」が7人、「している」が2人、未回答1人となっています。

(3) は、「家内労働を行う上で現在困っていることがありますか」といった質問に対して、困っていることが「ある」は2人、「ない」が8人でした。

(4) は、「ある」と回答した方へ、困っていることは何ですかの設問に対して、2人が「工賃(収入)が低い」と回答しており、内1人は重複ですが「仕事量の変動が大きい」と回答していました。

(5) は、「現在の家内労働を続けたいですか」の設問に対して、「続けたい」が10人と回答者全員が就労の継続の意思が見られました。

(6) の該当者はありませんでした。

設問7は、「家内労働、最低工賃制度等について御意見、御要望があればお聞かせください。」といった設問について、「家内労働に係る工賃額が低い。」「工程に応じて工賃を上げてほしい。」との意見、要望がありました。

以上、家内労働実態調査の回答結果について報告させていただきます。

よろしく申し上げます。

### 上江洲部会長

ありがとうございました。

ただいまの実態調査結果報告について、何かご確認、ご質問等ございましたらお願いします。

(石川委員、挙手)

### 石川委員

20 ページの設問7「家内労働、最低工賃制度等について御意見等あれば」について、「工程に応じて工賃を上げてほしい。」というのは具体的にどの工程が大変だから上げてほしいなどは記載されていなかったか。

### 伊計係員

具体的な工程に係る記載はなく、「工程に応じて工賃を上げてほしい。」と記載されているのみでした。

### 石川委員

ありがとうございます。

(田端委員、挙手)

### 田端委員

資料の2-4において、工賃表にないものが記載されていますが、委託者と家内労働者で重複があるものとないものと違いが分かるようにしてほしいところです。

よろしくお願いします。

### 崎原賃金室長

委託者については、どの委託者からの回答かは分かりますが、家内労働者については無記名で提出していただいているので、回答があった委託者から委託を受けている家内労働者からの回答かどうかは把握できないところではあります。

### 田端委員

回答で一致しているものがあるのかないのかということです。

### 崎原賃金室長

今回、回答があったものを記載しています。

### 田端委員

例えば、一致しているものであれば新たな品目として加えるかを議論することになりますし、一致しないのであればどう扱うかについてはなかなか難しい問題なので、確認してほしいと思います。

### 崎原賃金室長

確認してできるものはお答えしたいと思います。

### 上江洲部会長

回答者が少ないのでおそらく偏りが出ていると思うのですが、前回との重なる部分で反映されていないもの、なおかつ、今回、労働者も委託者も品目、工程として記載されているものが候補になるのかなと思います。

田端委員、見やすいように整理してほしいということですよ。

### 田端委員

はい。

### 上江洲部会長

他にございますか。

(田中委員、挙手)

### 田中委員

質問になりますが、15 ページの資料 2-4 で時間当たりの換算額というものがありますが、時間については 10 社の複数にまたがっているところの平均でよいのかということが 1 点、また考え方としては全国同一なのかを確認したいところです。

### 崎原賃金室長

1 点目につきましては、平均で算出しております。

もう 1 点について、工賃の設定については、品目や工程が違うので、各都道府県によって異なるのかなと思います。

### 田中委員

同じ項目でも調査の仕方は異なるということですか。

### 崎原賃金室長

時間換算については同じような考えです。

(田端委員、挙手)

### 田端委員

13 ページで色がついている部分で数字が入っている箇所はこの項目があり、この金額で運用されているところだと思うのですが、数字が入っていない白色の箇所については、10社の回答ではなかったと。

場合によっては、この品目、工程については削除することもあり得るのかということなのですけれども。

### 上江洲部会長

前回も同じように回答がなかったところでも、とりあえず残したのものもあります。

大城委員からコメントをいただいてもよろしいですか。

### 大城委員

実態としてセーラー服はあるため、残した方がいいと思います。

スラックスは聞いたことがないのですけれども、同じように婦人用スカートはあるため、残した方がいいと思います。

### 上江洲部会長

前回もそのような形で、可能性があるものについてはとりあえず残すという方向性だったと思うので、その精査も最後行うことになるかと思います。

他にございますか。

(特になし)

### 上江洲部会長

また気になることがあれば仰っていただいて、次の次第2「関係者からの意見聴取等について」に移ります。

こちらまずは事務局から説明をお願いします。

### 崎原賃金室長

はい、第1回専門部会でもご報告させていただきましたが、関係家内労働者及び関係委託者の意見聴取に関する公示を4月24日から5月8日までの期間に行いました。

その結果、意見の提出はございませんでした。

また、家内労働者代表委員及び委託者代表委員から参考人の推薦はなしということを確認しております。

参考人意見聴取はございませんけれども、事業場視察の際に、家内労働者に委託事業場まで来ていただいて、意見が聞けるよう調整をしているところです。

また、委託者側の意見については、先ほど大城委員からご意見いただきましたが、沖縄県衣類縫製品工業組合代表理事でもございますので、機会をみて大城委員からご発言いただければと思っております。

### 上江洲部会長

事務局から「関係者からの意見聴取等について」説明がございました。

この後、事業場視察に関する説明と割り振りをさせていただくこととなりますが、視察では見学をしながら質問をさせていただければと思います。

大城委員がいらっしゃるということもありますので、審議の中では発言を求めることやご意見あれば頂戴できればと思っています。

この件について、他にご意見等あればお願いします。

(特になし)

### 上江洲部会長

では、続きまして、議事次第3の「実地視察について」、事務局より説明をお願いします。

### 崎原賃金室長

資料の25ページの資料4をご覧ください。

第1回専門部会で確認させていただきました審議日程表となります。

破線枠の真ん中、12月4日が本日第2回目の専門部会で、その下の第3回専門部会として1月19日の週で視察を行うということで確認いただいております。

事業場数としては2社から3社で実施するということでしたが、委託事業者に協力をお願いをしたところ、2社のみ承諾をいただきました。

委員の皆様には2班に分かれて、訪問していただきます。27ページに視察計画表を付けております。

1班は糸満市にある事業場で3年前にもご協力いただきました事業場になります。こちらは工場も大きいので、各代表委員2名ずつ計6名で訪問していただき、駐車場も広いので、現地集合現地解散とさせていただきたいと思います。

こちらの事業場から昨日連絡があり、日程は1月20日火曜日、時間は調整中です。本日以降、メールで調整をさせていただきます。

もう1社は那覇市にあります事業場で、各委員1名ずつ計3名で訪問していただき、こちらは駐車場の確保ができませんので、いったん労働局へ集合してから移動したいと思います。こちらの日程は1月21日水曜日、10時を予定しております。

担当割り振りについては、委員の皆様にもメールいたしますので、代表ごとに割り振りしていただきまして、事務局までご連絡をいただきたいと思っております。

また、視察の結果報告については第4回専門部会で行う予定としております。

申し訳ございませんが、各班、労使委員の中から発表者のご担当（各班1名ずつ）を決めさせていただきますよう調整方よろしくお願いいたします。

視察については以上になります。

### 上江洲部会長

ありがとうございます。

ただいまの事務局から実地視察について説明がありました。

確認されたいこと等ございますか。

(特になし)

### 上江洲部会長

それでは、続きまして、議事次第4の「沖縄地方労働審議会運営規程第10条の適用に係る報告」について、事務局より説明をお願いします。

### 崎原賃金室長

資料は29ページになります。

専門部会の議決を地方労働審議会（本審）の議決とすることの会長への一任については、第1回専門部会において、臨時委員5名の皆様から会長一任の確認をして、本審へ報告をさせていただきました。その報告書が29ページになります。

報告書の中では、併せて審議依頼も行っており、その審議依頼を受けて、先週、11月25日に開催されました第2回沖縄地方労働審議会（地労審本審）においてご審議いただきました。31ページの資料7がその結果通知となります。

会長を除く本審委員全員から会長一任の議決をいただいたという内容となっております。

なお、専門部会における議決は、全会一致のほか、多数決による採決の場合も含まれ、そのことについても併せて了承されました。

報告は、以上です。

### 上江洲部会長

ただいまの事務局の説明について、ご質問等ございましたらお願いします。

前回、本審に文書をお送りしまして、その回答が返ってきたものになります。  
よろしいでしょうか。

(特になし)

### 上江洲部会長

では、次に次第5に入らせていただきます。  
議事次第5の「その他」について、事務局から説明をお願いします。

### 崎原賃金室長

はい、その他の資料の説明になります。

33 ページの資料8をご覧ください。

こちらは第1回専門部会でも配布させていただいた他県の類似工賃状況に追加加工した  
ものになりますが、他県の状況については次のページ、35 ページA3横長の表の朱書きに  
している箇所が前回以降、変更があった県で、福井県、鳥取県、山口県の3県が変更となっ  
ております。

福井県、鳥取県は改正がありまして、品目としては、婦人服・子供服の糸くず取りで工賃  
額が改正されました。

また、山口県は今年の5月16日に学生服製造業が廃止となっています。

各県名の横に記載している日付は、現行の工賃の効力発生日となります。

そして、37 ページから42 ページには改正及び廃止されました3県についてHPに公開さ  
れている資料を参考までに添付しています。

ページ戻りまして、33 ページ資料8をご覧ください。

表の左側から品目、業務、工程、金額の次に①から⑥まで数字を記載しています。

①は令和7年11月時点での他県の類似工賃に該当する最低額、最高額を記載しておりま  
す。

②の列は、最賃Cランクに絞った最低額、最高額を記載しております。該当するのは糸く  
ず取りのみで、11円～32円というところがございます。

続いて③の列ですが、こちらは、家内労働法第13条に基づき、地域別最低賃金の上昇率  
を計算根拠として、算出した数字を記載しております。

上の四角の枠をご覧ください。

1 家内労働法第13条第1項には「地域最低賃金との均衡を考慮」して定めなければなら  
ないとされておりますので、賃金上昇率を乗じて算出しました。

上昇率は前回改正時以降からの計算になりますので、カタカナのイ、直近の最低工賃は現  
行の最低工賃になり、効力発生日が令和5年4月28日です。

この時の最賃は、カタカナのロ、令和4年度の時間額853円（令和4年10月6日発効）、

そしてカタカナのハ、令和7年度は時間額 1,023 円（令和7年12月1日発効）ですので、計算式はカタカナの二に記載のとおり、1,023 円と 853 円の差額 170 円を当時（令和4年度）の最賃額 853 円を分母にして割り出すと、差額 170 円割る 853 円かける 100 で、上昇率が 19.929%となり、それを現行の最低工賃額に単純計算でかけた数字が③の列になります。

そして、④の列が四捨五入した数字になります。

⑤は委託者からの実態調査結果、⑥は家内労働者からのアンケート結果の数字でそれぞれ最低額・最高額を記載しています。

⑤の列について、地賃上昇率で計算した④を下回る数字は朱書きにしています。

令和4年度の改正の時も、最賃の上昇率をもとに決定したという経緯がありますので、今回も事務局の方で数字を出して、資料を作成しております。

資料8の説明は以上になります。

### 上江洲部会長

はい、ありがとうございます。

ただいまの事務局から資料8について説明がありましたが、①～⑥につきまして、それぞれ参考となる数字を算出していただいております。

前回も何によって最低工賃を改定するのかというときに、最賃の上昇率を参照した経緯がございまして、今回も上昇率で勘案した結果を記入していただいております。

このとおりに工賃を上げますと、今の金額に引かかるものがあるというのが分かりません。

こういう形で参考になるものも踏まえながら、品目、工程を削った方がいいのか、残した方がいいのか、或いは追加した方がいいのか、議論していく事になりますけれども、この資料8についてそれぞれ委員から質問されたいことがあればここでお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

(特になし)

### 上江洲部会長

実際に審議するにあたって、この点は加えてほしいとか要望があれば事務局も準備がしやすいと思うのですけれども、よろしいですか。

(特になし)

### 上江洲部会長

では、事務局から続きをお願いします。

### 崎原賃金室長

はい、43 ページの資料 9 は沖縄県最低賃金の推移を添付しております。

45 ページの資料 10 は過去 2 回改正された時の工賃表を並べたものです。

一番左側が平成 2 年 4 月 19 日発効時の工賃表で 64 種類、真ん中が平成 27 年 4 月 30 日発効時の工賃表で 62 種類、現行は 31 種類と半分になったということで分かるようにしております。真ん中の平成 27 年のものには廃止になったものと分かるように紫色に色を付けております。

続きまして、47 ページの資料 11 は、今後、労使から金額の提示をするときに使用できるエクセル表となります。

改正をする場合には赤字で記入していただいて、廃止の場合には塗りつぶしてください。追加したい場合は挿入して下さい。データはメールでお送りしたいと思います。

48 ページが記載例としておりますので、こちらも参考にさせていただきたいと思います。

そして、49 ページ資料 12 は関係法令の抜粋となります。

最後の資料、57 ページの資料 13 は答申日毎の最短効力発生予定が示された一覧表で参考までに添付しております。

また、別冊ですが令和 7 年度の家内労働のしおりを配布させていただいております。

資料の説明は以上です。

### 上江洲部会長

ただいまの事務局から追加で資料の説明がございました。

提出に関しては、エクセルデータで提出いただくということの説明と記入例もあるということですので、データに関してご質問等あればお願いしたいと思いますし、その他資料添付されておりますので、何かご質問されたいことございましたら、ここでお願いします。

(田端委員、挙手)

### 田端委員

47 ページの工賃改正案の提出用データはいつ頃頂けるのでしょうか。

### 崎原賃金室長

明日までにはお送りします。

### 田端委員

分かりました。

先ほど 25 ページの日程の箇所、第 3 回専門部会が 1 月中旬の視察であると。

各委員側で金額を入れて提出をするのは第 4 回専門部会の前になるのか、目途を教えてください。

いただければと思います。

#### 崎原賃金室長

第4回専門部会を2月3日に予定しております。

そのため、前日の2日としていいのかを後ほどお聞きしたいと思っております。

#### 田端委員

分かりました。

あともう一点、47ページの現行の工賃の工程ごとの金額、先ほどありました新たに加えるかもしれない品目、工程というのも新たにデータで頂けるのでしょうか。

#### 崎原賃金室長

エクセル表を用いて新しいものを挿入していただければと思いますが、工賃表にないものも入れましょうか。

#### 田端委員

新たな項目に入れるか入れないかの判断をするために、送付していただければと思います。

#### 崎原賃金室長

承知しました。

#### 上江洲部会長

今、日程について田端委員からご質問がございました。

事務局の方から、今後の日程について説明があると思しますので、まずは説明いただいてその後、質問があればという形で進めさせていただきたいと思っております。

#### 崎原賃金室長

はい、金額の提示について、今、お話ができましたけれども、第4回専門部会を2月3日に予定しておりますので、その前日の2月2日までに事務局の方に金額の提示をしていただきたいと思っております。

第5回専門部会は2月10日に予定しております。

2月3日ですけれども、予定では開始時刻を15時としておりますが、金額の提示後、審議いただくので、もう少し時間がほしいということであれば開始時間を早めてもいいのかなと思っております。開始時刻についてお諮りいたします。

### 上江洲部会長

事務局から、金額提示の期日、開始時刻について確認がございました。

金額提示については、第4回専門部会の前日である2月2日まででよろしいでしょうか。

(各委員、了承)

### 上江洲部会長

ありがとうございます。

次に第4回の開始時刻ですけれども、当初の予定では15時からとなっておりますが、前回との関係や金額提示もあるので14時から開始した方が良いのかどうか、この点いかがですか。14時から開始することが可能かどうかということですね。

### 田端委員

特に何もなければ第4回で終了するのですか。

### 上江洲部会長

事務局は第4回で済むことも想定していますか。

### 崎原貸金室長

前は第5回で終了しています。

スムーズにいけば第4回で終了する可能性もあると思います。

### 上江洲部会長

あとは委員の皆様のご都合になるのですけれども。

(各委員、了承)

### 上江洲部会長

では第4回については14時開始とさせていただきます。

第5回については14時の可能性を残しておきますか。

### 石川委員

15時で大丈夫だと思います。

### 上江洲部会長

では、第5回については15時開始をお願いします。

他に何か確認されたいことございますか。

(特になし)

### 上江洲部会長

今回は事業場視察の時にお会いすることになると思いますけれども。

(石川委員、挙手)

### 石川委員

大城委員に質問させていただきたいのですけれども、14 ページの中で工賃表にないものということで記載されていますけれども、もし品目をいくつか加えるということになった場合、最高額、最低額に地賃の上昇率をかけるのか、金額の設定はどのような考え方をもちて議論していくべきかご教示いただきたいと思います。

### 大城委員

工賃表がなく、回答があったもの全てを把握しているわけではないのですけれど、物品毎に難易度が違ってきます。

例えば保育園の商品だと保育園毎に工程が全然違うため、一概に言えるわけではないという実態があります。一番大きく変わるのはワンピースです。

価格については妥当だと思うので、記載されている価格に上昇率をかけるかどうかは考慮してもいいのかなと思っています。

### 上江洲部会長

工賃表にないもので、追加する品目、工程で悩ましいものがあります。

前回は今回も入っているもので追加をした方がいいと一見して言えるものが大城委員の中であるかということと、前回、回答がなくても県内にあるかもしれないとして残したもので、現在は確実にない品目があるのかについても確認したいです。

### 大城委員

工賃表について前回はだいぶ絞ったかと思っています。

セーラー服、婦人スカートは回答がありませんでしたが、実態としてあります。

作業用ズボンの丸縫いも可能性としてはあり、わが社でも見本程度でやっています。

ピローケースぐらいかと思っています。

全てを把握しているわけではないので、次回までに確認したいと思います。

上江洲部会長

ありがとうございます。よろしく申し上げます。

他にないということであれば終了となりますが、よろしいでしょうか。

(特になし)

上江洲部会長

他にないようですので、本日の審議事項は全て終了とさせていただきます、これで第2回沖縄県縫製業最低工賃専門部会を終了いたします。

お疲れ様でした。